

保護者 様

令和3年4月12日

伊丹市立西中学校
校長 垣内 修

特別警報及び警報発令時等の学校給食について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、特別警報及び警報発令時等の対応については、伊丹市の規定に基づき、別途お知らせいたしました。が、学校給食の対応につきまして下記のとおりにさせていただきます。気象情報等をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 伊丹市に**気象警報が発令**された場合

- (1) 生徒の登校以前（午前7時現在）に、伊丹市に「特別警報*」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。
- (2) 上記のいずれかの警報が午前9時までに解除された場合は、安全に配慮しながら登校させてください。また、この場合は、給食がありませんので、お弁当（昼食）を忘れずに持たせてください。
- (3) 生徒の登校後に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが給食の時間までに発令された場合、状況に応じて当日の給食は中止し、下校させる場合があります。

昼食の準備をしていただく場合

- ①伊丹市に発令された上記のいずれかの警報が午前9時までに解除された場合は、給食がありませんので、昼食を持たせて登校させてください。
- ②伊丹市に上記のいずれかの警報が、登校後の給食までに発令された場合は、給食を食べずに下校する可能性があるため、前もって自宅で食べる昼食の準備をお願いします。

2. **地震発生**の場合

- (1) 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校は臨時休業となります。当日の給食は中止とします。なお、震度5弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業の場合は、当日の給食は中止とします。

- (2) 生徒の在校中に地震が発生した場合

通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合は、当日の給食は中止とします。午後（12時以降）に下校させる場合には、給食を食べた後に、安全が確認され次第下校させることとします。

3. その他

給食実施日の午前中に、伊丹市に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合は、前日の判断で、該当日の給食を中止する場合があります。この場合、前日に生徒を通じて、給食の有無をお知らせいたします。

*特別警報：数十年に一度の、これまでに経験したことの無いような、重大な危険が差し迫った異常な状況で、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象庁が最大級の警戒を呼びかけるために発表する警報。